

2009年11月24日

各 位

北日本漁業経済学会

会 長 池田 均

通 知

中原尚知・本田幸子「サンマの需給構造と市場の変化」(『北日本漁業』第37号所収)に関する北日本漁業経済学会の対応について会員および関係各位に通知する。

『北日本漁業』第37号(2009年3月刊行)に掲載された中原尚知・本田幸子「サンマの需給構造と市場の変化」(以下、当該論文)に関し、学会の内外から「盗作」ではないかとの指摘が寄せられた。この指摘を受け、本学会会長は2009年6月25日および7月3日に常任理事会を招集し、指摘された内容について精査した。その結果、当該論文に対し基本的な問題があると判断し、当該論文の筆頭著者である中原尚知会員、および共著者である本田幸子氏(非会員)に対し、同年7月6日付けで質問状を送付した。

本学会会長は同年7月30日付けで中原・本田両氏の連名による回答を得た。この回答を受け、会長は調査委員会を設置し、関係諸機関に対して事実関係の聴取を行うこととなった。その調査結果(同年9月30日付)は同年10月10日に開催された本学会総会において報告され、対応を協議したところ、共著者である本田幸子氏および本件に重要な役割を果たしたと思われる妻小波会員の両氏に対する事実確認を行い、さらに中原氏本人の弁明を受けた上で会長が対応を判断するという決定がなされた。同年11月6日に本田幸子氏、また同年11月8日に妻小波会員に対する事実確認のヒアリングが行われ、さらに同年11月22日に中原会員の弁明を受ける機会を設けた。

以上の手続きを経た上で同年11月24日に会長は拡大常任理事会を招集し、会長として下記の措置をとるとの結論に達した。

記

中原尚知・本田幸子「サンマの需給構造と市場の変化」(『北日本漁業』第37号所収)の学会誌掲載を取り消すものとする。

また、筆頭著者である中原会員と本件に強く関わった妻小波会員に対し、本学会会長は強い遺憾の意を表明するとともに厳重注意し猛省を促すものである。

なお、上記措置をとるに至った理由は以下のとおりである。

1. 調査の結果、当該論文は、水産庁委託事業「平成18年度資源管理体制・機能強化総合対策委託事業」の報告書として、2007年3月に独立行政法人水産総合研究センターにより公表された『社会経済的情報の検討』の一部を構成する「サンマ加工・流通の実態と

業者認識及び対処方向の把握に関する調査報告書」(以下、当該報告書)、および共著者である本田幸子氏が2006年9月に東京海洋大学大学院に提出した修士論文(以下、本田修士論文)を転用し、作成されていることが明らかとなった。

また、当該報告書の内容は事業受託者である(社)日本水産資源保護協会によって取り纏められており、当該論文の共著者である本田氏は報告書取り纏めの協力者としてその名が記載されているものの、当該論文の筆頭著者である中原会員の名は報告書に一切記載されていないことが明らかとなった。当該報告書にその執筆に関係した協力者名を記載したのは妻小波会員である。

2. 当該報告書に名前が記載されていない以上、社会通念上は、中原会員が当該報告書の作成に関わったと見なすことは困難である。調査委員会では、中原会員の具体的な関与(調査同行の有無、執筆箇所の特定、本田修士論文への関与)を明らかにすることを試みたが、調査事業開始以前の段階におけるアイデアの提示以上の事実は確認できなかった。

然るに、当該論文は当該報告書と内容・表現ともにほぼ同じであるにも関わらず、当該報告書からの引用・出典を一切示していない。当該論文は、現状では「盗作」との疑念を招く状況にある。このような中原会員の行為は学会の威信と学会会員の尊厳を著しく傷つける行為である。

3. 以上の事実から、当該論文は学術雑誌に掲載すべき原著論文ではなく、掲載取り消しの措置を執らざるを得ないものと判断する。

4. また、妻小波会員は、中原会員を筆頭著者として、当該論文を投稿するようはたらきかけた。このことは上記の事実にも照らし、不適切な行為であり遺憾である。

5. また、妻小波会員は、中原会員・本田氏の名前を出すことなく、水産庁に対して論文文化の事後承諾を求めている。さらに、妻会員は、本学会から中原・本田両氏に対する質問状が送付された後の本年7月17日になって中原会員と共に作成した当該報告書の執筆分担を記した文書を、中原会員が当該報告書の執筆に参加した証拠として、本学会とのヒアリングの際に提出したが、この文書は「私の執筆箇所に関わる上記の記載事項が事実であることに相違ございません」とあるように、署名捺印した本人が記載された箇所を執筆したことを証明するだけである。したがってこの文書は中原会員以外の署名捺印した人が中原会員の当該報告書への執筆を認めたものではない。加えて、当該報告書が公表されてから2年以上も経過したこの時点でのこのような文書の提示は不見識のそしりを免れない。以上に述べたような妻会員の対応は、事実の隠蔽を謀ったものと受け取られても仕方がない。

6. よって、筆頭著者として「盗作」との疑念を招く論文を投稿するに至った中原会員と、隠蔽工作とみられても仕方がない対応をとった妻会員に対し、今回の事態についての猛省を促すとともに、二度とこのようなモラルに欠ける行為を行わないよう厳重に注意する。

以上

〔附 記〕

上記「調査委員会」の報告書については、総会において、本学会理事による閲覧という形で公開することがみとめられていることを申し添えます。

2009年11月24日

学会誌掲載論文の取消しに関する所懐

北日本漁業経済学会

会長 池田 均
副会長 服部 昭

このたび、本学会誌『北日本漁業』第37号に掲載された中原尚知・本田幸子「サンマの需給構造と市場の変化」を掲載取消とするにあたり、学会を代表し所懐を述べる。

今回の問題が指摘されてからおよそ半年が経過した。この間、研究者の尊厳は十分に尊重されるものでなければならないとの立場から、私どもは理事及び会員の協力のもとに慎重に内部精査と内部検討をおこなってきた。掲載論文の取消という措置に至ったことは誠に慚愧に堪えないことであり、学会として再発防止のためになし得る改革・改善策を検討しなければならないと考える。しかし、学会は学問的に切磋琢磨する研究者・会員の道義と善意の精神によって基本的には支えられていることを考えると、今回の問題はそうした研究者の相互信頼関係が著しく傷つけられた事態として、学会にとって実に重要かつ深刻な問題であると認識した。

北日本漁業経済学会は、「北日本漁業経済発達史の歴史と現実を、具体的な資料と実体調査の中から深く認識し、北日本漁業経済の地域的特質と普遍性を明らかにすることによって、直接或は間接に同地域漁業の進歩発達に寄与すると同時に、日本漁業経済全般の理論的研究の質的向上に資するを以て目的」（北日本漁業経済学会会則第4条）として1968年に設立された。本学会は創立以来すでに40年を超える歴史を有し、数多くの研究業績を蓄積してきた。蓄積された研究業績は、既に鬼籍には入られた諸先達から新進気鋭の若手研究者に至るまで、すべて個々の研究者のたゆまぬ努力と研鑽の結果、紡ぎ出されてきたものである。

然るに、自ら殆ど何ら努力することなく、他人や学生の成果を組み合わせることをもって自らの成果であるかのように装い投稿をおこなったり、本来筆頭著者とは思えないものが筆頭著者を名乗ってみたりする行為は、研究者として恥ずべきことと言わなければならない。

また、そうした行為を示唆・助長するような行為は、単にわが北日本漁業経済学会と学会誌『北日本漁業』のみならず、数多くの研究者がこれまで長い年月をかけ、営々と築き上げてきたすべての学問・研究の歴史をも冒瀆する許し難い所業である。

改めていう。学会はそこに集う研究者の良心と信頼関係によって成り立っているのであり、学会のもつ権威はこのことに源泉を有しているのである。今回の事態に鑑み、このことを強く会員諸氏に訴えるものである。

以上